

平成29年度

社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 西山保育園事業計画

I. 保育理念

西山保育園は「児童憲章」「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」「子どもの権利条約」に基づき子どもの人権や主体性、個性を尊重した保育を行います。

- ・子どもの最善の利益の保証
- ・子どもの福祉の積極的な増進
- ・保護者に信頼される温かな支援
- ・地域の子育て支援の充実
- ・専門職としての資質の向上

II. 基本方針

保育園は、「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」に基づいて養護、教育の意識を深め、子ども一人ひとりの家庭環境や発達過程等育ちを考慮し、質の高い保育を提供します。

保護者や地域の皆様と信頼関係を結び、子どもを取り巻く環境やニーズの変化に対応し、地域における子育ての支援を行います。

III. 西山保育園 保育目標

キャッチフレーズ 明るく！楽しく！元気よく！

1. 自然の中で友だちと仲良く遊ぶ子ども
2. 優しく思いやりのある子ども
3. 自分で考え、進んで行動する子ども

IV. 西山保育園 食育目標

1. 楽しく食べて、健康な心と体を育てよう

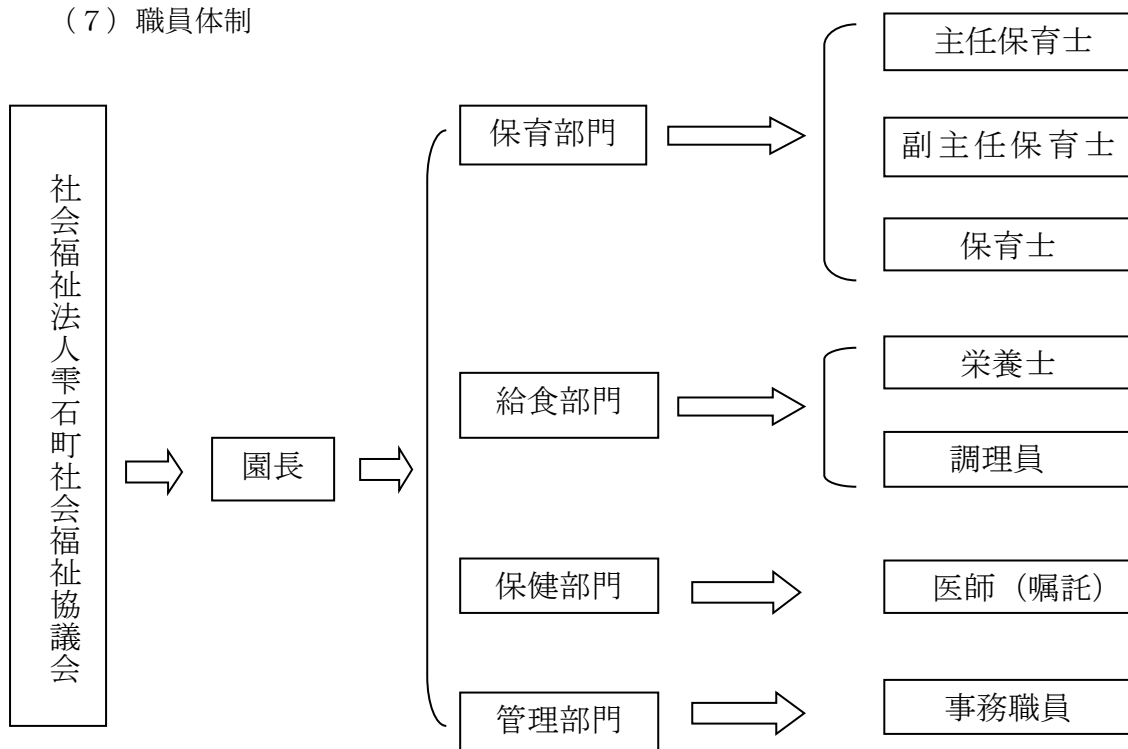
1. 施設の概要

- (1) 施設名 社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 西山保育園
- (2) 所在地 岩手県岩手郡雫石町長山猿子 98 番地 3
- (3) 電話 FAX 019-693-3322
- (4) 開園日 平成 22 年 4 月 1 日
- (5) 施設規模 建物 454.75 m² 敷地面積 3204.73 m²
- (6) 園児 (定員 60 人)

平成 29 年 4 月からの児童受入予定数

入所児童数	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
29 年度	7 人	12 人	13 人	11 人	16 人	12 人	71 人

(7) 職員体制



(8) 開所時間 午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分

延長保育時間 ①【保育標準時間】午後 6 時 15 分～午後 7 時 15 分

②【保育短時間】 保育標準時間内の 1 日の利用時間 8 時間を
超えて利用する場合

(9) 職員 (常勤職員 16 名)

職名	園長	主任 保育士	副主任 保育士	保育士	栄養士	調理員	事務員	医師 (嘱託)
人数	1	1	2	9	1	1	1	2
備考			以上児 1 未満児 1					内科 歯科

2. 保育の計画

- ・「保育課程」を編成し、連続性のある一人ひとりの発達と成長段階に応じた指導計画をたて、保育に取り組む。
- ・子どもを尊重する保育とは何かを、常に考えた保育を実践する。
- ・保育所保育指針の改訂(平成30年度施行予定)に向けて、園外研修には積極的に参加し、理解を深め、新しい指導計画を作成し保育ができるように備える。

3. 事業計画

- ・保護者や地域、学校と連携し、地域の保育園として子育てに貢献する。
また、子どもたちの可能性や発達を大切にしながら、保育園生活を明るく楽しく元気に過ごせるように保育を展開していく。

月	行事名	備考
4月	入園お祝い会	全園児
	父母の会総会、クラス懇談会	全園児
	内科検診	全園児
5月	保育参観日(0歳児～3歳児の育児講座)	0, 1, 2, 3歳児
	春の交通安全教室	交通指導員依頼
	男鹿水族館「お出かけ水族館」 町立保育所来園	地域子育て支援
6月	松寿荘デイサービスとの交流会	5歳児
	歯科検診	全園児
	総合避難訓練	雫石分署来園
	親子遠足 もりおか動物公園	3, 4, 5歳児
7月	七夕会	全園児
	ふれあいサロン	世代間交流
	夏まつり(さんさ太鼓、ゲーム等)	地域子育て支援
8月	よしゃれ祭り	5歳児出演
	収穫祭	3, 4, 5歳児
9月	防災の日 避難訓練	防災食
	運動会	地域子育て支援
	松寿荘デイサービスとの交流会	5歳児
	祖父母参観日	4, 5歳児祖父母
	ファミリーランドへ遠足(お弁当持参)	3, 4, 5歳児
10月	保育参観日(4歳児～5歳児育児講座)	4, 5歳児
	内科検診	全園児
	秋の交通安全教室	交通指導員依頼
	総合避難訓練	雫石分署来園
	就学前児童保護者との個人面談	5歳児保護者
	ハロウィンパーティ	全園児

月	行 事 名	備 考
11 月	人形劇（雫石町立西根保育所合同）	地域子育て支援
	西山キッズ発表会	全園児
12 月	ふれあいサロン	3, 4, 5 歳以上児
	クリスマス会	全園児
1 月	水木団子作り（八区老人クラブ・卒園児招待）	地域子育て支援
	雫石町防犯交通安全推進大会	5 歳児
2 月	豆まき会	全園児
3 月	ひな祭り会	全園児
	防災訓練（大地震）	防災食
	お別れ会	全園児
	卒園式	5 歳児

以上の事業計画のほか、実施する事業

<多様な保育の提供>

- ・延長保育事業 ・一時預かり事業（一人親世帯は負担額が無料）
- ・乳児保育 ・障害児保育 ・施設開放事業 ・世代間交流事業

<毎月の行事>

- ・避難訓練 ・誕生会（保護者招待） ・食育集会 ・身長体重測定

<各種教室>

- ・カワイ体育教室（年 10 回） ・書道教室（年 10 回） ・英語教室（年 10 回）
- ・サッカー教室（年 6 回）

4. 保護者に対する子育て支援と地域との連携

- （1）子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉・教育を重視する。
- （2）保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。
- （3）保育士の専門性と子どもたちが常に存在する環境等、保育園の特性を生かし、子育てに貢献する。
- （4）一人ひとりの保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、養育力の向上の助けとなるよう、適切に支援する。
- （5）地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図る。
- （6）小学校との連携を図り、園児がスムーズに小学校生活を送れるようにする。
- （7）地域の行事に参加し、交流を深め地域に根差した、愛される保育園をめざす。
- （8）年間を通した中高生の保育園体験、ボランティア活動の受け入れをする。

5. 環境の安全・衛生管理

- (1) 固定遊具、施設内外の安全点検・・・週1回職員による安全点検
・・・年1回専門業者による点検
- (2) 各クラスの保育と保育室の安全チェックリスト・・・月1回
- (3) 乳幼児睡眠チェック表（SIDS対策）・・・乳児5分 幼児10分
- (4) 建物、設備は必要に応じて修繕あるいは入れ替え
- (5) 調理室の消毒と衛生点検。保育室調乳室等の扉や流し台の消毒・・・毎日
- (6) 使用したおむつは保育園で回収し消毒廃棄・・・毎日

6. 保健

- (1) 子どもの身長体重測定・・・毎月1回
- (2) 園児の内科検診・・・年2回 歯科検診・・・年1回
- (3) 全職員の健康診断（4月～12月）
- (4) 職員インフルエンザ予防接種（11月）

7. 守秘義務

- (1) 社会福祉法人雫石町福祉協議会個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者の個人情報の秘密厳守と記録の取り扱いを厳守する。

8. 安全管理と危機管理

- (1) 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ保育園内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図る。
- (2) 災害や事故、食中毒の発生、危険箇所の点検や毎月の各種避難訓練の実施等、不測の事態に備えての対応を図る。
- (3) 食物アレルギーをもっている子どもの情報周知と誤食・誤配防止会議 月1回
- (4) 災害等に、状況を知らせる一斉メールを保護者へ送信する。

9. 苦情処理

- (1) 保育園運営上における苦情の処理と解決方法については、社会福祉法人雫石町社会福祉協議会苦情処理体制設置要綱に基づき実施する。
 - ・ 苦情受付担当者・・・主任保育士 ・ 苦情解決責任者・・・園長
 - ・ 第三者委員・・・2名
- (2) 申出人又は責任者が第三者委員を必要とした苦情は、書面による苦情解決を図る。

10. 法人本体事務局との連携強化

- (1) 雫石町社会福祉協議会事務局と西山保育園との連携を図り、事務処理等について、相互の連携の強化を図る。
- (2) 雫石町社会福祉協議会の子育て支援事業の周知及び連携により子育て環境の充実に努める。
- (3) 予算執行など適切迅速に処理するとともに、情報の把握の共有化を図りながら、柔軟な対応に努める。
- (4) 施設の管理を厳格に行い、修繕箇所がある場合は事故につながらないように配慮し、修繕が必要な場合は法人本体の事務局と協議を行いながら、保育園の快適な環境を整備する。
- (5) 個人情報の保護について法人本体の事務局及び保育園間で適正な管理を行う。

1 1. 諸会議の開催

- (1) 雫石町子育て支援ネットワーク会議等、雫石町が要請する会議に出席し、町内の情勢を知り理解していく。保育園でも必要なことは情報発信していく。
- (2) 岩手県社会福祉協議会、岩手地区保育施設協議会、雫石町保育施設協議会等に入会し職種間の連携を図り、研修や情報交換を通じて日々変化していく社会情勢に対応していく保育を目指す。
- (3) 職員会議や園内研修を定期的を開催して、保育園運営について共通認識が持てるよう連携を強めるとともに、職員の資質向上に努める。

1 2. 広報活動

広く地域や利用者等に、西山保育園の持つ保育資源を情報公開し、保育サービスを発信するために広報活動を充実する。

- (1) 社協だよりへの掲載・・・年3回
- (2) 園だより・・・月1回
- (3) クラスだより・・・年6回
- (4) 給食だより・・・月1回
- (5) ほけんだより・・・年2回
- (6) 行事等のお知らせ・・・適宜

1 3. 西山保育園積立預金について

【積立の目的】

- ・ 保育所施設・設備整備積立預金

長期的に安定した施設経営を確保するために、保育園施設経営費に充てる資金として積立を行う。

【説明】

- ・ 保育所施設・設備整備積立預金について

増改築に要する費用、あるいは土地取得に係る積立金として備える。